最高裁規則

○最高裁判所規則第二号

裁判官の配偶者同行休業に関する規則を次のように定める。

平成二十六年二月十四日

最高裁判所

裁判官の配偶者同行休業に関する規則

（法第二条第二項の最高裁判所規則で定める事由）

第一条　裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第二項の最高裁判所規則で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

一　外国での勤務

二　事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）

四　前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として最高裁判所が定めるもの

（配偶者同行休業の請求の手続）

第二条　配偶者同行休業（法第二条第二項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の一月前までに、書面により、行うものとする。

2　最高裁判所は、配偶者同行休業の請求をする裁判官に対して、配偶者同行休業の承認に関し必要な事項を証明する書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第三条　法第四条第二項の最高裁判所規則で定める特別の事情は、一般職の国家公務員の例に準じて最高裁判所が定める事情とする。

（配偶者同行休業の期間の延長の請求の手続）

第四条　配偶者同行休業の期間の延長の請求は、書面により、行うものとする。

2　第二条第二項の規定は、前項の請求について準用する。

（保有する官職）

第五条　配偶者同行休業をしている裁判官は、配偶者同行休業の承認を受けた時に占めていた官職を保有するものとする。ただし、当該承認を受けた後に官職を異動した場合においては、その異動後はその異動した官職を保有するものとする。

（配偶者同行休業の承認の取消しの申出の手続）

第六条　配偶者同行休業の承認の取消しの申出は、書面により、行うものとする。

（配偶者同行休業の承認が取り消される場合）

第七条　法第六条第二項第三号の最高裁判所規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　配偶者（法第二条第一項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者の外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった場合

二　配偶者同行休業をしている裁判官が産前の休業を始め、又は出産した場合

三　最高裁判所が、配偶者同行休業をしている裁判官について、裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなった場合

（届出）

第八条　配偶者同行休業をしている裁判官は、次に掲げる場合には、遅滞なく、書面により、その旨を最高裁判所に届け出なければならない。

一　配偶者が死亡した場合

二　配偶者が当該裁判官の配偶者でなくなった場合

三　配偶者と生活を共にしなくなった場合

四　前条第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなった場合

2　第二条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（報酬の日割り計算）

第九条　月の初日以外の日に配偶者同行休業の期間が始まり、若しくは法第六条の規定により配偶者同行休業の承認が効力を失い、若しくは取り消された場合又は月の末日以外の日に配偶者同行休業の期間が満了した場合においては、これらの月の報酬の額は、裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第七条の規定により計算する。

（実施の細則）

第十条　この規則の実施に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附　則

この規則は、法の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

○最高裁判所規則第三号

裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月十四日

最高裁判所

裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

裁判所職員の留学費用の償還に関する規則（平成十八年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「第五条第一項」を「第二条第一号」に改め、同条に次の一号を加える。

六　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第三条第一項若しくは国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる外国に住所若しくは居所を定めて滞在する配偶者と当該住所若しくは居所において生活を共にするための休業をした期間

附　則

この規則は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○厚生労働省令第九号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づき児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の十一の次に次の一条を加える。

（全部免除）

第六条の十一の二　都道府県知事は、厚生労働大臣が定める基準に該当する者に対しては、その者の申請により、筆記試験及び実技試験の全部を免除することができる。

前項の免除を受けようとする者は、前項に規定する基準に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第一条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。次条において同じ」を削る。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第三条に見出しとして「（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例）」を付する。

（児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「六人」を「四人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。